

第2回岡山県最低賃金専門部会議事録

- | | | | |
|-------|--------------------------------|-------------------------------|--|
| 1 日 時 | 令和8年7月31日（金曜日）午後3時00分～ | | |
| 2 場 所 | 岡山市北区桑田町1-36
岡山地方合同庁舎 3階会議室 | | |
| 3 出席者 | 公益代表委員 | 片 山 裕 之
西 田 和 弘
長谷川 珠 子 | |
| | 労働者代表委員 | 櫻 井 正 巳
高 山 伸 男
村 上 達 哉 | |
| | 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
西 谷 治 朗 | |
| | 事務局 労働基準部長 | 佐 藤 明 士 | |
| | 賃 金 室 長 | 宮 本 洋 子 | |
| | 賃 金 指 導 官 | 森 井 顕 二 | |
| | 労災補償監察官 | 木 村 弘 之 | |
| | 監 察 監 督 官 | 金 武 邦 洋 | |

4 議 事

森井指導官

ただ今より、第2回岡山県最低賃金専門部会を開催いたします。

参加者の皆様におかれましては、スマートフォン等音の出る機器につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

定足数の確認について報告申し上げます。本日は、使用者側委員の鶴海委員が遅れて参加予定で、現時点では出席されておりませんが、他の委員8名が御出席でございますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である3分の2以上、または、公労使各委員の3分の1以上の出席の条件を満たしておりますことを報告いたします。

本日御審議いただきます議題について説明申し上げます。

(1) 岡山県最低賃金額審議
でございます。

それでは、部会長よろしくお願いいたします。

片山部会長

皆様、本日も暑い中御苦勞様です。

それでは第2回岡山県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

議題に入る前に、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開といたします。

それでは、まず、本日までの他局の金額改定状況について、情報がありましたら事務局よりお願いします。

宮本室長

本日、この専門部会開催までに結審された局はありません。

あわせて、昨日の資料説明で雇用情勢令和8年5月分を配布していたのですが、本日、令和8年6月分が公表されておりますので、簡単に説明させていただきたいと思います。

1枚目の「雇用情勢のポイント」というところがありますが、ここを中心に御覧いただけたらと思います。

令和8年6月の有効求人倍率ですが、1.34倍ということで、前月と比べて0.06ポイント上昇しています。前月までの状況については2ページのところにあるのですが、「一般労働市場の動向」を御覧いただけたらと思います。この右側の「有効求人倍率」を見ていただくと、6月が季節調整値で1.34ということで前月比プラスとなっています。

それから、全国の状況が11ページに出ておりますけれども、東京が1位で、岡山は12位でございます。

次に、新規求人数を産業別に前年同月と比較すると、増加をしているところがたくさんありまして、「宿泊、飲食サービス業」が減少しているのですが、全体では前年同月比で8%増ということで12か月ぶりに増加をしている状況です。やはり人手不足があるということだと思います。

産業別、規模別の状況につきましては後ほど御覧いただければと思うのですが、10ページの方に表がございます。

それから、雇用情勢判断を岡山労働局で行っているのですが、こちらにつきましては「求人が求職を上回って推移しているものの、求人が弱含んでおり、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」と判断されています。これは令和7年11月からずっとこのような判断が続いております。

それから、こちらには記載がないのですが、中東情勢の影響に関しても確認をしております、ハローワーク等に寄せられる「資材の高騰」であるとか、「供給不足の影響を受けている」というような声は上がっているようなのですが、直接雇用情勢の影響は見られないということを確認しております。

以上になります。

片山部会長

ありがとうございました。

それでは、審議事項(1)「岡山県最低賃金額審議」について審議を始めさせていただきます。

本年度の金額審議に臨むに当たっての労使それぞれの基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。

最初に労働者側から、次に使用者側から基本的な考え方につきまして説明をお願いいたします。

それでは、労働者側からお願いします。

労働者側委員

それでは、本日の部会に当たって、考え方を示めさせていただきます。

本年における課題の認識というところでは、経済情勢を踏まえた最低賃金引上げの必要性、それから、地域間格差の是正、三つめが最低賃金の発効日をめぐる課題と考えております。

まず、経済情勢を踏まえた最低賃金の引上げの必要性ですが、内閣府月例経済報告を見ますと、「現状では景気は緩やかに回復していますが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きとしては雇用、所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかに回復されることが期待されるものの、引き続き中東情勢の影響

を注視する必要がある。」とされています。

本年の春季生活闘争では、全ての働く仲間が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができるよう日本の実質賃金を1%上昇軌道に乗せ、これからの賃上げノルムとしていくことを目指す賃上げとなりました。

岡山県内の引上げ額は単純平均で13,426円4.82%、その内300人未満の中小の組合77組合は12,314円、4.89%となっています。比較可能な2010年闘争以来、額、率ともに今までに2番目に高く、3年連続で4%を達成しました。

本年度は結果にこだわることで、賃上げのすそ野は着実に広がっており、全体的な傾向として賃上げノルムが形成されつつあります。社会全体で見れば人への投資を起点とする好循環が回っていく賃上げが当たり前の社会へ向けて前進した一方で、岡山においては、方針として掲げた5%以上の賃上げは達成できませんでした。さらに、地域間格差、企業間格差が広がったと考えています。

ただ、こういった春闘については組合のある会社の話であって、組合のない会社で働く方たちは交渉すらできない状態であり、格差はどんどん広がっていくと考えています。最低賃金の引上げは組合のない企業で働いている人たちの賃金水準を上げる一面もあります。

憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条に規定する「健康で文化的な最低限の生活を営む」の目的を満たしているかどうか、最低賃金の引上げ幅のみならず、最低賃金のあるべき水準の観点から議論が必要であると考えています。

2026年最低賃金の取組みについては、「生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしい水準への引上げに向けた公労使の三者構成の原則の下で議論する」、「相対的貧困ラインを念頭に置いた国際的水準からの乖離を意識して、一層の引上げを図る」、「隣県等への働き手流出等の一因とされる地域間格差を縮小する」、「労使交渉の結果を社会に波及させる観点から早期発効を目指す」とされ、中期的に達成すべき目標への到達に向けた引上げを図るとしております。

求人募集、賃金や高卒初任給との均衡、岡山についてはパート、アルバイトの平均時給の募集賃金は1,151円となっております。

それから、連合リビングウェイジ、岡山では1,160円とされています。さらに、自動車保有の場合は、リビングウェイジは1,470円です。相対的貧困ラインの水準としては最低限1,374円の時給が必要です。これらを踏まえて、あるべき水準への到

達を目指すとしています。また、地域間格差を金額の底上げによって縮小する、さらに、10月1日発効を中心に、9月を含め、早期発効を図る。というような目標を連合としては掲げております。

現在の岡山県最低賃金 1,047 円で試算すると、2,000 時間働いたとしても年間 209 万円、さらに、扶養なしで、会社員の場合は社会保険料等も引かれるので、だいたい 160 万円から 165 万円にしかならず、これでは健康で文化的な最低限の生活をすることはできないと考えています。

また、物価高については、岡山県の物価上昇は 2025 年平均で 3.2%、中でも岡山は食料品の物価上昇が前年と比べて 7.1% と非常に高く、労働者の生活は厳しさを増しております。最低賃金近傍で働く生活者の暮らしは、極めて苦しくなっています。そのような中で、今回の最低賃金引上げの期待感はこれまで以上に高まっています。

最低賃金法で労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資すると共に、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としていることから、最低賃金を引き上げ、最低賃金近傍で働く労働者の生活の安定、安全を担保することが不可欠であります。

厳しい環境下での最低賃金の引上げは、生活の安定や社会的セーフティーネットを促進する強いメッセージとなり得ると思います。

また、政府は 7 月 9 日に全国平均 1,500 円の達成時期を従来の 2020 年代から 2030 年代の前半のできるだけ早い時期に達成する方向で調整に入るとしましたが、岡山県の最低賃金を 2030 年前半、少なくとも 2032 年までに 1,500 円にするには、毎年 75 円以上の引上げが必要となります。

いずれにしても現在の岡山県における最低賃金の水準は不十分といわざるを得ず、安心して暮らせる生活に必要な賃金水準を早期に確保していく必要があります。

一つ目の経済を踏まえた賃金引上げの必要性については私からは以上となります。

労働者側委員

続いて、地域間格差の是正について私の方から発言させていただきます。

従来、賃金の向上による人材確保は、将来の岡山県の経済成長につながるといった考え方を示してきました。これは、地域間の格差が地方から都市部へと労働力を流出させてしまう一因になり、また、人手不足が地方の中小・零細企業の事業継続、

発展の厳しさに拍車をかける一因になるという考えからであります。

県内におきましては、岡山を代表する企業、産業が多く存在しており、中国地方の中でも、また、全国的に見ても岡山県が経済において見劣りすることはないと考えておりますが、最低賃金の水準におきましては、隣県と比較しますと十分とは言えない状況にあるように感じています。岡山県で暮らす人々が県内で働き、住み続け、豊かに生活できる賃金水準にしていくことが必要であると考えております。

これらの点から、現在の隣県との最低賃金の格差は大きな課題であると認識しております。通勤圏内である広島県の現在の最低賃金額は 1,085 円で、岡山県とは 38 円の差があります。また、兵庫県では 1,116 円で、69 円の差、大阪府にいたっては 1,177 円で、130 円もの差があるのが現状であります。この賃金の差額に約 1 年間の労働時間 2,000 時間を乗じ、年額に換算しますと、広島県とは 76,000 円、兵庫県とは 138,000 円、大阪府とは 260,000 円となり、月々で計算しますと、約 7,000 円から 20,000 円以上の差になることが分かります。他県においても地域間格差、金額差を課題と捉え、近年目安額を大幅に上回る金額で結審されている状況にあります。

これまで、岡山県の最低賃金は全国 47 都道府県で上から見て 23 番目と中位で推移していましたが。近年におきましては 26 番目と徐々に下がっている状況にあります。

労働者側という立場だけでなく、岡山県に住んでいる者として岡山県内で働くという労働価値が低下してきているのではないかと大変危機感を抱いております。

以上を踏まえまして、労働者の生活水準の改善、ランク間格差、地域間格差の是正のため、より魅力ある岡山にしていくなため、未来につながる真摯な議論をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

労働者側委員

3 点目、最低賃金の発効日をめぐる課題につきまして、私の方から発言させていただきます。

今年度、中央最低賃金審議会の議論におきまして、昨年度の最低賃金の発効日について、地域によって大きくばらつきがあり、例年より後ろ倒しとなる県が複数発生したということが課題として指摘されています。

改めて、最低賃金は生活を支える制度でありますし、改定から発効までの期間をできるだけ短くして物価上昇に対する実質賃金の低下を防ぐということが重要と考えております。

そうした中、岡山県においても昨年 12 月 1 日発効となりましたけれども、これでは、実質賃金の引上げが遅れますし、生活改善の実感がないです。また、地域間で不公平感もあります。同じような仕事をしていても賃上げの時期に数か月の差が生じることがございます。最賃額の変更により支払いに十分な期間が必要という使側の状況も理解する一方で、従来、企業が準備しやすいよう発効日は一定に保つということが望ましいとされていることや、生活改善の実感が得られるよう、今年度は 10 月 1 日発効を強くお願いしたいと思います。以上です。

片山部会長

補足はよろしいですか。

(特になし)

片山部会長

委員の皆様から何か今の御意見について質問等はありませんか。

(特になし)

片山部会長

では、続きまして使用者側の方から基本的な考え方につきまして、よろしくお願いします。

使用者側委員

このところの物価と賃金の上昇が続く中では、一定程度の最低賃金を引き上げることの必要性というのは使側としても十分理解をしております。

引上げの 3 要素の中でも、先ほども労側の方から消費者物価の数字がありましたが、私どもが調べた岡山市の消費者物価、これは生鮮食品を除く総合であります、前年比 1.5%アップというデータがありました。これは令和 7 年平均の前年比 3.1%アップに比べて上昇は鈍化していると思います。

賃金につきましてこの春の賃金改定状況を見ますと、岡山県経営者協会では 4.55%、データが公表されております連合岡山の数字では 4.82%ということで、ほぼ 4%台半ばから後半という、ほぼ昨年並みになっております。

そうした中で、賃金の支払い能力が課題になるわけでありまして、国の方も強く努めておりますけれども、価格転嫁の問題です。昨日配られた資料におきましてもコスト全体の転嫁率は 54.2%になっているのに比べ、賃上げの原資となる労務費は 50%あたりにとどまっているというデータもあります。引上げ原資の確保はままならない状況の中で賃上げに取り組んでい

るのが企業の実態ではないかと思っています。

県内企業におきましては、岡山では県内企業は5万社余りあるということなのですが、いわゆる中小企業、小規模事業者は99.8%で、大半であります。賃上げによる経営への影響は大企業より、よく言われておりますが、賃金に回る労働分配率が中小、小規模事業者においては、大企業よりも当然大きくなるわけでありまして、最低賃金の改定についても支払い能力を十分に踏まえた慎重な審議、判断が不可欠と思っております。

労側の皆さんから公益の先生方とともに協議を重ねていきたいと思っております。以上です。

片山部会長

補足等はありませんか。

(特になし)

片山部会長

ほかの委員の皆さん、今の御意見に質問などはありませんか。

(特になし)

片山部会長

ただ今、労使双方から金額審議にあたっての基本的な考え方を聞かせていただきました。

次に、この基本的な考え方を踏まえまして、労使双方から具体的な金額提示をお願いしたいと思います。

打合せは必要でしょうか。

(労使双方より必要との声)

片山部会長

何分ぐらい必要でしょうか。

使用者側委員

10分ぐらいお願いします。

片山部会長

労側はどのくらい必要でしょうか。

労働者側委員

10分お願いします。

片山部会長

では、10分打合せの時間をお取りいただいて、3時35分に再開したいと思います。

意見をお聞きする方法ですが、公労、公使の二者協議で行いたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

それでは、二者協議ということで、労側から先にお聞きすることにし、その後使側からお聞きしたいと思いますので、労使それぞれ控室で打合せをお願いします。

傍聴人の方も退室をお願いします。

宮本室長

事務局で控室にご案内いたします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

片山部会長

それでは、これより、公労使の全体会議を始めます。

先ほど、労使それぞれから金額の提示がありました。

ここで、金額とその理由について概要を説明させていただきます。

まず、労側の方からプラス 68 円の提示がありました。

一方、使側の方からは、プラス 39 円の提示がありました。

簡単に各理由を説明しますと、労側のプラス 68 円の理由としては、最初に説明した基本的な考え方、賃上げの必要性、そして、地域間格差の是正、この二つを背景に、本来であれば最低限の生活をする上で必要な岡山県の単身者のリビングウェイズを踏まえた金額である 1 時間、1,160 円、さらに、岡山県では、車が必要であることから、そういったことを踏まえた 1,470 円が本来は妥当であると考えているが、様々な事情、中東情勢とか、様々な要素を勘案して、結論としては、令和 7 年度の生活保護の中の生活扶助費の上昇率 3.5%、それから、令和 7 年度の岡山の物価上昇率 3.2%、この水準が今年も続くであろうということを踏まえ、結論としては 6.5%を 1,047 円に乗じて結論として 68 円の提示がありました。

一方で、使側のプラス 39 円の根拠になりますが、使側としては最低賃金を決める上で重要視すべき 3 要素、これが最も反映されているのが、令和 8 年の賃金改定状況調査結果であるということで、その中で従業員 30 人未満の方々を対象とするものが最低賃金近傍の方々を正に対象としているものであることから、その中の数値で産業計の B ランクの今年の賃金上昇率 3.7%、この 3.7%をこれまでの 1,047 円に乘じまして、結論としましてはプラス 39 円を提示されました。

68 円、39 円と御意見をいただきましたが、現在、労使の御意見に隔たりがある状況です。

今後の進め方について、何か御意見はありませんか。

あるいは、それぞれの御意見について何か御質問とか、確認したいことなどありましたらお願いします。

使用者側委員 労側の意見の中で、生活扶助費の 3.5%プラス3%で 6.5%という話があったのですが、これはどういう理由があるのでしょうか。生活扶助費の中に既に物価上昇分が反映されているのではないのかなと思うのですが。

労働者側委員 政府が出している扶助費というのは物価上昇は示されていないと思います。その辺の詳しいデータは今、持っていないのですが。

使用者側委員 生活保護費を決める生活扶助費も当然生活保護の金額も物価の高騰とかそういうものも含めて決まっているのかなと思いました。それに更に3%を足すと、ダブルで足しているような感じがしたので、その点が分からなかったのでお聞きしています。その辺を教えていただければと思います。

労働者側委員 その物価に関しては、令和7年の数字を出させていただきました。それを踏まえて食費、光熱費などというので生活扶助費が出されていると思うのですが、次もそれぐらい上がってくるのではないかという部分での推測ということでプラス3%としました。

使用者側委員 今後の上昇を見込んだ金額ですと、2年分ですというようなイメージですか。

労働者側委員 2年分というつもりはないのですが、同じぐらい上がるのではないかと思っています。

使用者側委員 去年と今年がこれで、2年分ですということですね。

労働者側委員 単純計算で言えばそうですね。

使用者側委員 2年分をここで言われるとなかなか厳しいなというような、どうなんだろうというような気がします。

労働者側委員 でも、2年分と言いつつも、1つは結果が出ていますよね。

使用者側委員 過去はね。

